

# 平成 29 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 30 年 2 月 19 日  
場 所 ピュアリティまきび

## 平成 29 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 30 年 2 月 19 日 13:00～14:00

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

### 【委員】

井本 瀧雄委員	尾崎 満委員
奥野ミエ子委員	千田 博通委員
濱野 力委員	吉谷 啓委員
山崎 徹成委員	河野 卓夫委員
横前 博文委員	佐野 和也委員

(欠席)

川淵 義徳委員  
西田 久志委員  
中田 和義委員

### 【事務局】

(岡山県水産課)

萱野 泰久課長	吉田 創平技師
鳥井 正也総括副参事	河野まどか技師
谷口 恵祥主任	

## 平成29年度岡山県海面利用協議会議事内容

### 【事務局】

定刻が参りましたので、平成29年度岡山県海面利用協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして萱野水産課長より御挨拶申し上げます。

### 【水産課長】

失礼致します。水産課長の萱野でございます。本日は年度末のお忙しい中、岡山県海面利用協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

この協議会は漁業と海面のレクリエーションとの共存を図ることを目的に平成7年に設立したと伺っております。設立後20年以上が経過し関係者の理解も深まりつつあるところでございますが、遊漁による漁場の占有や乱獲などによる水産資源への影響等、遊漁と漁業とのトラブルは依然発生しております。

このような状況を踏まえ、本日は海面利用協議会の取り組み状況を御報告させていただくと共に、最近顕在化している遊漁の問題点について協議、意見交換をさせていただきたいと考えております。また、本年2月1日から小型船舶のライフジャケット着用義務が拡大したところがございます。ライフジャケットの着用は万一の落水でも生存率を2倍以上に高めるとも言われておりますので、安心して海洋レジャーを楽しんでいただくためにも、普及定着を図っていききたいと思います。皆様方におかれましても、普及、啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願い致します。本日は限られた時間ではございますが、漁業、遊漁、海洋レクリエーションなど様々な立場から御意見を賜り、海面の円滑な利用と共存に向けた取り組みを前進させることが出来ればと考えております。本日はどうぞよろしくお願い致します。

### 【事務局】

事務局から本日御出席をいただいている委員の皆様の紹介をさせていただきます。次第の裏のページに出席者名簿を添付させていただきます。

(委員の紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

なお、本日は川淵委員、西田委員、中田委員は御欠席です。本日委員10名の御出席ですので、協議会規約第6条第2項の規定によりまして、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、本協議会が成立していることを報告させていただきます。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、以降の議事進行は井本会長にお願いしたいと思います。井本会長よろしくお願い致します。

【井本会長】

それでは、議事の1の「平成28、29年度協議会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事1「平成28、29年度協議会の概要について」を資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「平成28、29年度協議会の概要について」、御質問等があればお願いします。

【千田委員】

ライフジャケットの件、よくわかりました。私どもでも伝えたいと思います。先ほどの答弁ですと、桜マーク(国土交通省の型式承認のマーク)が付いていなくても良いとも聞こえたのですが、付いていなくとも良いのでしょうか。

【事務局】

説明がわかりづらく申し訳ありません。結論から言えば付いていなければいけない、ということになります。失礼致しました。

【千田委員】

わかりました。認証を受けた製造事業者が8社あり、型式は無数にあるとのことでしたが、届け出から改変したものは型式認定にならないのではないのでしょうか。

【事務局】

OEMなどの形で、製造事業者の型式認証はそのままにメーカー名や商品名が変わり、売られるという形になります。

【千田委員】

そうですね。認証された型式は変わらず、商品名が変わるということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【尾崎委員】

遊漁船のお客さんが着用しているもので桜のマークが付いているものはほとんど見たことがありません。しかし、船舶検査では桜マークが付いたライフジャケットが必須です。

遊漁船のお客さんは検査が関係ないため、値段の安く桜マークが無いライフジャケットを買ってきています。この点をどう整理するのでしょうか。

【千田委員】

取り締まればよい。罰則が付くのは船長ですよね。

【事務局】

そうです。船長に対して違反点数が加点になります。

【山崎委員】

広域海面利用協議会の概要の中で、井本会長がおっしゃっていたガラモの件が紹介されておりましたが、その後進展はありますでしょうか。

【事務局】

1 1月の広域海面利用協議会でこの話が出ました。この数ヶ月で進んだということはありません。アマモ場については県内で再生が進んできております。岩礁地帯にあるガラモ場についても減少している現状がありますので、情報収集を進めているところです。

【山崎委員】

2～3日前に浜名湖のアマモ場についての報道を目にしました。稚魚が育ち、イカの卵が産み付けられたり、アサリなども獲れだしたということが言われておりました。岡山でもアマモの再生をやっておられますが、その結果として稚魚が増えている等のことがありますでしょうか。

【事務局】

アマモについては干拓等が進む前の全盛期には4,300ヘクタールのアマモ場があったと言われております。現在その半分の1,800ヘクタールぐらいまで回復しております。その周りにメバル等の稚魚が戻ってきてはおりますが、今課題なのはその稚魚が水揚げされるサイズの大きな魚にならないことです。どこかで大量に減耗しているのでは無いかということであり、今後は藻場の復活と漁獲量の回復をどう結びつけるかが課題と感じております。

ただ、アマモ場の周りには様々な生物が増えておりますので、御質問の件については岡山県でもあります。

【濱野委員】

香川県の内海協定について、以前伺ったときは会費制でやるということでしたが、そうなっているのでしょうか。

【尾崎委員】

会費制ではなく協力金という形で稚魚放流等に使うお金を徴収しているようです。

【濱野委員】

協力した人に対して旗などを渡すのですか。

【尾崎委員】

そうです。協力してくれた人に1年間の期限の旗を渡しています。

【濱野委員】

それで協力をしていない人が入りにくいような空気を作っていくという形なのですね。

**【尾崎委員】**

そうです。しかしそこに問題がありまして、協力をせずに釣ってもいいのではないかという人も結構いて、そういった人の意見が強くなかなか進まないのが現状です。

**【千田委員】**

法律上の問題ではありますが、漁業者は守らねばならない。笠岡を海洋牧場にした時は取り締まれないから委員会指示を出したのでしたね。うちの協会の人がこの件について言ってきたときにもそういう話になります。

**【尾崎委員】**

実は香川県の西の方の三崎地区もだいぶトラブルになっているようです。いろんな所から問題がわいてきているので、どこかでメスを入れていかないと収拾が付かなくなるのではないかと懸念しています。

**【千田委員】**

漁業権を認めて、許可したものしか出来ないようにするしかない。私にとって海は公園のようなものだし、遊漁者にとっては家庭菜園のようなもの。漁業者にとっては畑や工場のようなものである。

**【濱野委員】**

この前高松で聞いた話でも、早い人では8月の末からイイダコを釣りに来る。そのためイイダコがさっぱりいなくなる。調べてみると8～9割が岡山のプレジャーボートで、団体で来るため底びき網を操業していても躲さなければいけない状況になるといいます。大きくなる前にとってしまうので、大きくなるべきものもないので、どうにかならないかと言っていました。最近岡山県海面でもイイダコが少ない。

それともう一つ、昨年胸上にカキ殻を入れた件についてお聞きしたい。

**【事務局】**

胸上漁協が貝藻くんという基質をアマモが生えそうな場所に沈めて様子を見ているという状況です。

**【濱野委員】**

昨年のことなので結果はまだ出ていませんね。

**【井本会長】**

続きまして、議事の2「遊漁の現状及び問題点について」と、議事の3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

(議事2「遊漁の現状及び問題点について」及び議事3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」を資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました「遊漁の現状及び問題点について」と「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、御意見、御質問があればお願いいたします。

(意見無し)

【井本会長】

よろしいでしょうか。

続きまして、議事の4「遊漁に係る規制について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事4「遊漁に係る規制について」を資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました「遊漁に係る規制について」、御意見、御質問があればお願いします。

【千田委員】

おっしゃられるようにされると良いのだと思いますが、本日配布資料にある海の手帳に岡山と香川の違いも書いておりますので、こちらも調整して編集していただければ良いと思います。

【事務局】

記載の修正もさせていただきます。よろしくお願い致します。

【千田委員】

手続き上はどのような流れになりますか。

【事務局】

今後の流れとしましては、海区漁業調整委員会の意見を聞き、規則を改正することになります。海区漁業調整委員会の意見を聞き、国の認可が必要になりますので、国との調整を行った上で、海向かいの香川県とも調整をしていくこととなります。

【千田委員】

しょうがないな。

【井本会長】

他に何かございませんか。

無いようですので、議題の5「香川・岡山広域海面利用協議会委員(案)について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

毎年、香川県と合同で広域海面利用協議会を開催しております。

資料の議事の5「香川・岡山県広域海面利用協議会委員について」を御覧ください。

今年度の香川・岡山広域海面利用協議会に御出席いただいた委員の方々には来年度も引き続きお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、来年度は香川県にて7月頃の開催を予定しております。御出席いただく委員の方には追って日程を御連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、今年度をもって本会議の委員任期が終了します。任期期間中、本県の円滑な海面利用に対する御助言、御尽力をいただき、誠にありがとうございました。平成30年度以降の委員就任についても、別途協議をさせていただきたく思いますので、よろしくお願い致します。

**【井本会長】**

ただいまの事務局案について、いかがでしょうか。

(異議無し)

**【井本会長】**

その他、何かありましたら申し上げます。

**【尾崎委員】**

先ほどのガザミの件ですが、組合で旗をもらって獲っているという話をよく聞くのですが、それで調整しているのではないのでしょうか。

**【事務局】**

児島湾内の岡山市内4漁協が児島湾漁連というものを組織しています。

カニ釣では無く、カニが上に乗ったらすくい上げるかにすくい網という漁業が昔からあります。これが一時期、資源への影響が心配されるほど増え、児島湾漁連のなかの取り決めとして、統数制限を行っております。児島湾内では今でも統数を決め、旗を交付してそれを持っている漁業者だけがかにすくい網をやっています。

**【尾崎委員】**

その地区の中だけなのですか。

**【事務局】**

そうです。ちなみにかにすくい網は岡山県内では漁業者が自由に出来る自由漁業ですが、香川県では許可漁業です。ですので、香川県ではかにすくい網をするためには県から許可をもらわねばならず、必然的に統数制限がされております。

**【濱野委員】**

かにすくい網はコウモリなどと呼ばれ、昔からある漁法ですね。

【事務局】

そうです。

【尾崎委員】

岡山県内では、許可漁業では無く自由漁業と言うことですね。

【事務局】

そうです。漁業者であれば出来るということになります。

【千田委員】

歩いて獲るのはかまわなくて、素潜りだとだめなのですよ。

【事務局】

そうです。

【尾崎委員】

なぜ、このカワハギ釣りのようなものが問題になってきたのでしょうか。

【濱野委員】

これはかにすくい網ではないから。

【尾崎委員】

似たようなものですから、これも制限するべきとなったわけですね。

【濱野委員】

針が付いているだけです。

【井本会長】

他はよろしいでしょうか。

大変お忙しい中、長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございます。これをもって本協議会を閉会とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。